

平成 29 年 12 月 21 日

文京区議会議員
藤原 美佐子 様

文京区議会議長
名取 顕一

藤原美佐子議員のサポートについて

5 月 12 日付「藤原美佐子の議員活動に対するサポートについての要望」の中の「補助者の同席に関する要望」について、文京区議会においては、障害者差別解消法の趣旨に照らして、藤原議員の現在の介助の必要性を重く受け止める一方で、藤原議員が区議会議員という立場にあることも踏まえ、当面以下のとおり対応することとします。実施する中で生じた課題については、あらためて協議していきます。

なお、文京区議会議員及び議会事務局職員以外の第三者が、介助員として藤原議員をサポートする場合は、別紙誓約書の内容を介助員に遵守させ、区議会や執行機関との信頼関係を損なうことがないよう留意してください。

記

1. 本会議及び委員会（以下「本会議等」という）開会中の必要なサポートは、議会事務局職員が行います。
2. 議案や委員会報告、請願などの本会議等での審議事項について、議員として説明を受ける際には、議員以外の第三者は同席できません。議員として、区民に先立って報告や情報提供を受ける際も同様です。その際には、同じ文京区議会議員の立場にある者として、可能な限り他の議員が同席してサポートすることとします。